

町と北見警察署

暴力団等排除に関する合意書に調印



合意書に調印後、握手を交わす
山崎署長（右）と菊池町長

訓子府町暴力団排除条例が4月1日施行されました。この施行に併せ、条例の趣旨に基づき、本町と北見警察署が緊密な連携を図るため、「暴力団等排除に関する合意書」の調印式を3月27日に行いました。条例や合意書は、①暴力団を公共事業から排除する②暴力団を公共施設から排除する③青少年を暴力団から守るための教育の三つを柱としています。菊池町長と山崎明北見警察署長が合意書に記名、捺印し握手を交わしました。条例の制定、合意書の調印によって町と北見警察署が連携し、暴力団が町の中に入ってくることを防ぐことや、税金や利益が暴力団に流れないように、暴力団排除活動をより徹底していきます。

飼い犬と飼い猫の飼育マナーを守りましょう

これからの季節、犬や猫の屋外活動での公園、花壇、田畑へのふん尿問題などが出てきます。飼い犬や飼い猫のふんは、必ず持ち帰り、燃やすごみで出しましょう。放置の常習性や故意性によって罰則の対象になる場合がありますので、きれいな街づくりを心がけましょう。

犬や猫の飼育については、飼い主のマナーが義務付けられていますので、犬や猫を飼っている方は、次の飼育マナーに心がけていただくようお願いします。

- 犬は必ずクサリなどでつなぐか、オリに入れて飼いましょう
- 犬の散歩は袋などを持参し、ふんの後始末をしましょう
- 道路や公園、河川敷などで犬を放すのはやめましょう
- 犬小屋や犬小屋の周りも清潔にしましょう
- 飼い猫は家の中で飼育しましょう
- 野良犬、野良猫には絶対にえさを与えないでください
- 犬・猫は絶対に捨てないでください

※犬の飼い主の方は、犬を飼うとき、引っ越しや犬が死んだときは町民課環境衛生係（☎47-2203 役場1階 窓口1番）に届け出てください。



春の行楽期の交通安全運動



5月15日(水)～24日(金)

観光や行楽中のスピードの出し過ぎによる事故が増加する季節です。「交通事故を起こさない」、「交通事故に遭わない」を合言葉に家庭や職場で、交通安全意識を高めましょう。

■運動の重点

- 自転車の安全利用の推進と歩行者の交通事故防止
- 観光・行楽に伴う交通事故防止
- すべての座席のシートベルトやチャイルドシートの確実な着用
- 飲酒運転の根絶

町交通安全推進委員会

町と北見地方石油業協組



協定締結後に協定書を披露する
(左から)菊池町長、石崎理事長、久島支部長

災害時等の石油類燃料供給協定を締結

本町と北見地方石油業協同組合および北見地方石油業協同組合訓子府支部は、4月1日に「災害時等における石油類燃料の供給等に関する協定」を締結しました。協定は、大地震などの緊急時に、組合が生活必需物資のガソリンや軽油、灯油などの石油類燃料を災害対応車両をはじめ、避難所、医療機関、災害対策拠点などに優先供給するというものです。菊池町長と組合の石崎猛雄理事長、久島正之訓子府支部長が協定書に押印しました。本町が災害時等の協定を締結したのは、今回で12機関・団体となりました。

小型電子・電気機器を回収しています

パソコン本体も回収

■小型電子・電気機器■

CD・MD・MP3プレーヤー、デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDデッキ、ゲーム機、電卓、ETC、カーナビ、カーテレビ、カーオーディオ、インターホン、携帯電話、電話機・ファクシミリ、PDA（電子手帳）、電子辞書、携帯ラジオ、GPS関係装置、トランシーバー、防犯用監視カメラ、小型液晶テレビ（携帯型、浴室用埋め込み型）、チューナー（デジタル、CATV）、無線LAN、電話端末（モデムなど）、外付け、内臓HDドライブ・CDドライブ・DVDドライブ、カードリーダー、ワープロ、パソコン（ノート・デスクトップ）、パソコン周辺機器

■電子・電気機器 付属品■

充電器、ACアダプター、通信ケーブル、接続コード、ゲームソフト、リモコン、小型ヘッドホン、イヤホン、各種メモリ（USB、コンパクトフラッシュ、スマートメディア、SDカード、メモリースティック）

役場庁舎1階に「小型電子・電気機器回収ボックス」（無料）を設置しています。家庭で不要になった音楽プレーヤーや、使わなくなった携帯電話など小型電子・電気機器がありましたら、回収ボックスにお持ち込みください。

回収できるものは、おおむね「30cm×30cm以下」の大きさで、対象品目は次のとおりです。平成25年度からは、パソコン本体なども対象品目に加えました。回収対象は、訓子府町民に限ります。

小型電子・電気機器には貴重な資源が含まれています。ごみの減量化と資源有効活用のため、リサイクルのご協力をお願いします。

※回収できないもの

- 家電リサイクル法の対象品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）
- ビデオテープ、カセットテープおよびCD、DVD、ブルーレイディスクなどの記録媒体
- 乾電池
- 30cm×30cm以上のもの

ご注意ください

- パソコンなど個人情報のデータは、消去してから廃棄してください。

■問合せ 町民課環境衛生係（☎47-2203 役場1階 窓口1番）